

福岡県障がい者支援施設等に準ずる者の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設（以下、「障がい者支援施設」という。）、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障がい者支援施設等」という。）に準ずる者として知事が行う認定及び次条第1項第5号に規定する共同受注窓口との契約について必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 障がい者支援施設等に準ずる者として知事の認定を受けることができる者は、次に掲げる者のうち、福岡県内に主たる事業所を置くものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（以下「重度障がい者多数雇用事業所」という。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者（以下「在宅就業障がい者」という。）
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 定款等に障がい者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障がい者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等という。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下「共同受注窓口」という。）

2 前項の規定にかかわらず、県警本部の通知に基づき、障がい者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者は、知事の認定を受けることができない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(認定の申請)

第3条 障がい者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第3項の規定により、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により、障がい者支援施設等に準ずる者を認定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 知事は、申請者が第2条第1項各号に該当することを確認するに当たって必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定の公表)

第5条 知事は、前条第1項の規定により認定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 認定を受けた者は、その認定事項に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 知事は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消し、その旨を認定を受けた者に通知するものとする。

(1) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。

(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

(4) 共同受注窓口が次条の規定に違反したとき。

(5) 重大な法令違反等の不正な行為等があったと認められるとき。

2 認定を受けた者は、前項第1号に該当したときは、速やかに要件喪失届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第8条 共同受注窓口を契約の相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（以下「3号随契」という。）を締結する場合については、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障がい者就労施設等に物品及び役務の調達のあっせん又は仲介を行うものに限るものとする。

(現況の報告等)

第9条 認定を受けた重度障がい者多数雇用事業所は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、障がい者雇用状況計算書兼現況届出書（第1号様式別添1）により、知事に報告するものとする。

2 認定を受けた共同受注窓口は、毎年度4月末までに、当該年度の4月1日の状況を、共同受注窓口調書（第1号様式別添2）により、知事に報告するものとする。

(実地調査等)

第10条 知事は、認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障がいのある人の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、障がい福祉課長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。